

第2回厚真町議会定例会説明資料

令和4年6月16日

目次

厚真町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について	2頁～3頁
厚南老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について	4頁～6頁
厚真町交流促進センター条例の一部改正について	7頁～9頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	10頁
厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	11頁
厚真町介護保険条例の一部改正について	12頁
字の区域の変更について	13頁～15頁
苫小牧港港湾区域内の公有水面埋立てに係る意見について	16頁～17頁
厚真中学校陸上グラウンド整備工事請負契約の締結について	18頁
財産の取得について	19頁～20頁
町道路線の廃止について	21頁
町道路線の認定について	21頁
町道路線の廃止について	22頁
町道路線の認定について	22頁
令和4年度厚真町一般会計補正予算（第2号）	23頁～37頁
北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について	38頁
北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について	39頁
北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について	40頁
厚真町土地開発公社の業務等の報告について	41頁

厚真町高齢者生活福祉センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><u>第1条 高齢者に対する介護支援機能、居住機能、交流機能の総合的な提供及び身体障害者等に対する通所によるサービスを提供することにより、高齢者等が安心して健康で明るい自立した生活が営めるよう支援することを目的に、厚真町高齢者生活福祉センター(以下「生活福祉センター」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(部門)</p> <p>第3条 生活福祉センターが第6条の事業を行うために置く部門及びその名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 放課後等デイサービスセンター</u></p> <p>(定員)</p> <p>第4条 生活福祉センターの定員は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 放課後等デイサービスセンターの利用定員は同条第1号の定員の範囲内とする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第6条 生活福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 放課後等デイサービスセンター事業</u></p> <p>ア <u>集団生活への適応訓練等</u></p> <p>イ <u>生活能力の向上のための必要な訓練</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用対象者)</p>	<p>(設置)</p> <p><u>第1条 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を営むことができるよう支援することを目的に、厚真町高齢者生活福祉センター(以下「生活福祉センター」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(部門)</p> <p>第3条 生活福祉センターが第6条の事業を行うために置く部門及びその名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 生活福祉センターの定員は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第6条 生活福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用対象者)</p>

厚真町高齢者生活福祉センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第7条 生活福祉センターにおいて、前条の事業に係るサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>児童福祉法第21条の5の5に規定する障害児通所給付費の支給を受けている児童</u> (利用の申請等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第6条第3号の事業に係るサービスを受けようとする者は、町長に利用の申し込みを行い、別に定める契約書により町長と契約を締結するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第9条～第10条 (略) (利用料等)</p> <p>第11条 生活福祉センターの利用者は、次の各号に掲げる費用(以下「利用料等」という。)を負担し、町長に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額に相当する額</u></p> <p>第12条～第18条 (略)</p>	<p>第7条 生活福祉センターにおいて、前条の事業に係るサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の申請等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第9条～第10条 (略) (利用料等)</p> <p>第11条 生活福祉センターの利用者は、次の各号に掲げる費用(以下「利用料等」という。)を負担し、町長に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第12条～第18条 (略)</p>

厚南老人デイサービスセンター設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (略) (事業)</p> <p>第4条 デイサービスセンターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 放課後等デイサービスセンター事業</u> ア 集団生活への適応訓練等 イ 生活能力の向上のために必要な訓練</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 町内に住所を有する者で次に掲げるものは、デイサービスセンターを利用することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童福祉法第21条の5の5に規定する障害児通所給付費の支給の決定を受けてる児童</u></p> <p>(4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>前条第8号及び第9号</u>に規定する者が、デイサービスセンターを利用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条～第8条 (略) (利用者の負担)</p> <p>第9条 デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる費用(以下「利用料金」という。)を負担し、町長に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (事業)</p> <p>第4条 デイサービスセンターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 町内に住所を有する者で次に掲げるものは、デイサービスセンターを利用することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>前条第7号及び第8号</u>に規定する者が、デイサービスセンターを利用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条～第8条 (略) (利用者の負担)</p> <p>第9条 デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる費用(以下「利用料金」という。)を負担し、町長に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

厚南老人デイサービスセンター設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) <u>児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額に相当する額</u></p> <p>第10条～第14条 (略)</p>	<p>第10条～第14条 (略)</p>

「共生型サービス」による放課後等デイサービスについて

1 「共生型サービス」とは

平成30年度の関係法令の改正によって、介護保険サービスと障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、指定手続きの特例として新たに設けられた制度です。

同一の事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供できるようになることで、次のような、各地域で発生している課題の解決や目標達成の一助となることが期待されています。

- ・「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ・地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。
- ・人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

2 「共生型サービス」の実施イメージ

介護保険サービスとして、デイサービス（通所介護）の指定を受けている事業所は、共生型障害福祉サービス事業所の指定を受けることが可能となり、障害福祉サービスとしてのデイサービス（生活介護）を提供できます。その場合、共生型障害福祉サービス費用の財源は、障害者総合支援法に基づく税財源となるため、介護保険料財源と別々の請求になります。

3 共生型放課後等デイサービスの内容等

介護保険の指定を受けている通所介護事業所等が「共生型サービス」の指定を受けて提供することができる障害福祉サービスのひとつで、障がいや発達に特性のある児童が放課後や夏休み等の長期休暇に施設に通い利用する福祉サービスです。

対象者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）又は難病により療育を必要とする18歳未満の児童（未就学児を除く）
目的	・障がい児のコミュニケーション能力向上 ・安心できる居場所づくり ・保護者の負担軽減
内容	授業の終了後又は学校の休業日に放課後等デイサービス施設で、生活能力の向上のために必要な訓練や集団生活への適応訓練等、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行います。

厚真町交流促進センター条例新旧対照表

改正後				改正前					
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 こぶしの湯あつま 位置 厚真町字本郷229番地の1、本郷195番地の9、本郷192番地の4				(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 こぶしの湯あつま 位置 厚真町字本郷229番地の1					
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)					
区分	項目	利用料金(円)	説明	区分	項目	利用料金(円)	説明		
日帰り入浴料	大人	530	・1人1回	日帰り入浴料	大人	530	・1人1回		
	小人	270			小人	270			
浴料券	回数券	大人	5,300	浴料券	回数券	大人	5,300	・1組12枚綴	
			2,650				2,650		・1組6枚綴
	小人		2,700		小人		2,700	・1組12枚綴	
			1,350				1,350		・1組6枚綴
宿泊料(素泊)	洋室A(室内風呂付)	大人	8,700	宿泊料(素泊)	洋室A(室内風呂付)	大人	8,700	・1人1泊	
		小人	8,200			小人	8,200		
	洋室B	大人	7,700		洋室B	大人	7,700		
		小人	7,200			小人	7,200		
	和室	大人	8,700		和室	大人	8,700		
		小人	8,200			小人	8,200		
	多目的研修室	大人	2,800		・1人1泊	多目的研修室	大人	2,800	・1人1泊
		小人	2,300				・寝具不要の場合は、左記料金から500円を割引く。	小人	
ムービンハウス	1棟	12,000	・1棟1泊						

厚真町交流促進センター条例新旧対照表

改正後					改正前				
ワー ケー ション 利 用料	ムー ビン グハ ウス	1棟	8,000	・1棟1泊(6連泊以 上)					
	貸室 料	休憩 会議 宴会 等	宿泊室 (洋室 除く。)	2,200	・1室2時間以内4人 まで。 ・利用者が4人を超 えるときは、1人 につき550円を 加算 ・2時間を超える利 用時間は、30分 ごとに550円を 加算	貸室 料	休憩 会議 宴会 等	宿泊室 (洋室 除く。)	2,200
多 目 的 研 修 室				68 畳	2,200				・2時間以内 ・利用者1人につき 110円を加算 ・2時間を超える利 用時間は、30分 ごとに550円を 加算
		34 畳	1,100	・2時間以内 ・利用者1人につき 110円を加算 ・2時間を超える利 用時間は、30分 ごとに280円を 加算			34 畳	1,100	・2時間以内 ・利用者1人につき 110円を加算 ・2時間を超える利 用時間は、30分 ごとに280円を 加算
	談話室		無料			談話室		無料	
農産 物加 工実 習室 料	原料加工処 理		40	・加工農林水産物 原料1キログラ ム	農産 物加 工実 習室 料	原料加工処 理		40	・加工農林水産物 原料1キログラ ム
		加工実習等	530	・3時間以内 ・利用者1人につき			加工実習等	530	・3時間以内 ・利用者1人につき

厚真町交流促進センター条例新旧対照表

改正後				改正前			
			110円を加算 ・3時間を超える利用時間は、30分ごとに110円を加算				110円を加算 ・3時間を超える利用時間は、30分ごとに110円を加算
	液化窒素使用	220	・加工原料1キログラム		液化窒素使用	220	・加工原料1キログラム
備考	<p>1 大人は中学生以上、小人は小学生とする。</p> <p>2 幼児は無料とする。ただし、宿泊で寝具を使用する場合は、大人料金の半額とする。</p> <p>3 小人の貸室料は、大人料金の半額とする。</p> <p>4 営利を目的とする使用は、上記利用料金の3倍の額とする。</p>			備考	<p>1 大人は中学生以上、小人は小学生とする。</p> <p>2 幼児は無料とする。ただし、宿泊で寝具を使用する場合は、大人料金の半額とする。</p> <p>3 小人の貸室料は、大人料金の半額とする。</p> <p>4 営利を目的とする使用は、上記利用料金の3倍の額とする。</p>		

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

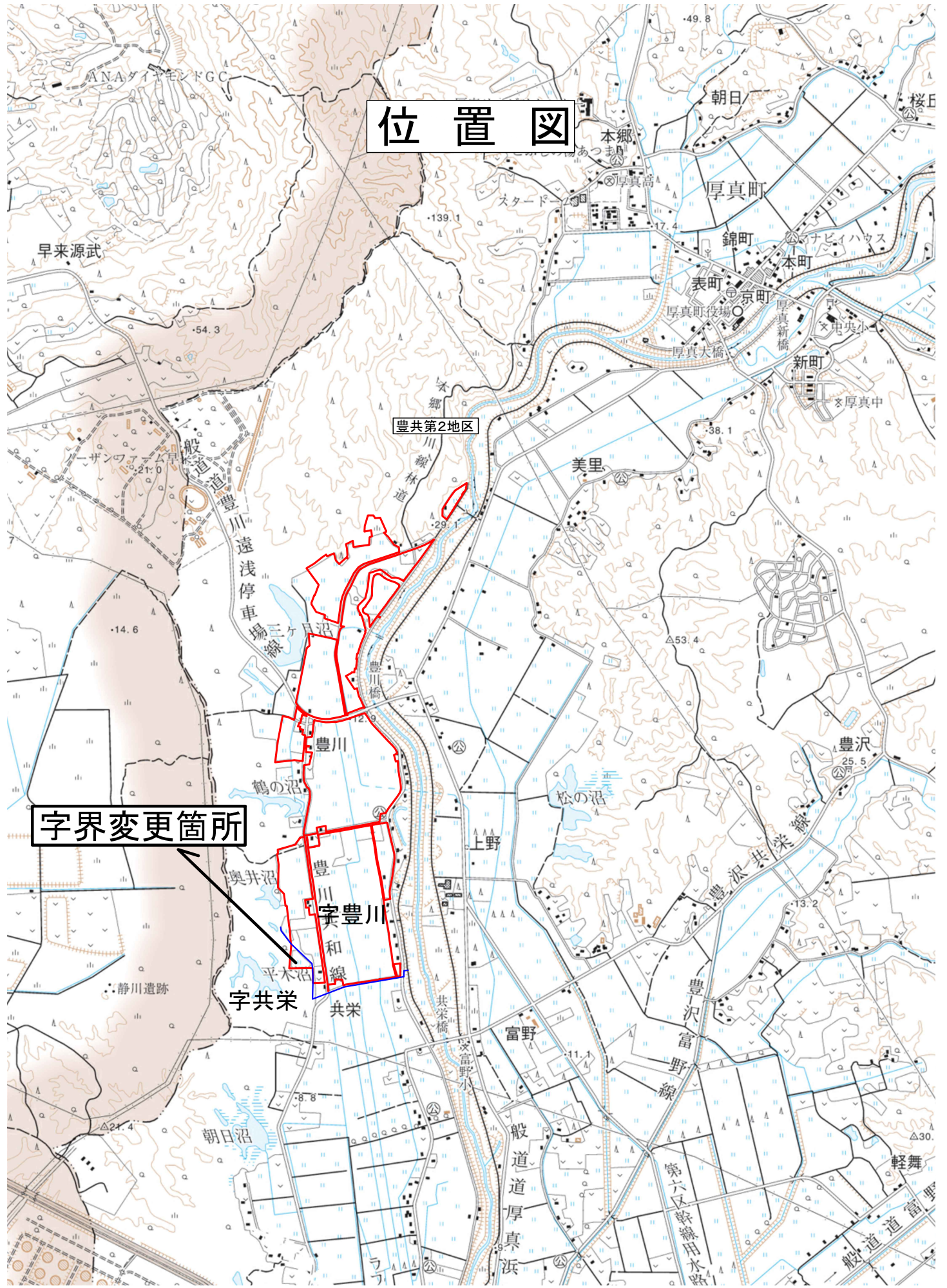
改正後	改正前
<p>本 則 (略) 附 則 第1条～第8条 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) 第9条 新型コロナウイルス感染症の影響により第27条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和4年度分の保険料</u>であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</p>	<p>本 則 (略) 附 則 第1条～第8条 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) 第9条 新型コロナウイルス感染症の影響により第27条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和3年度分の保険料</u>であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</p>

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本 則 (略) 附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚真町国民健康保険条例附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和4年9月30日</u>までの間に属する場合に適用する</p>	<p>本 則 (略) 附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚真町国民健康保険条例附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和4年6月30日</u>までの間に属する場合に適用する。</p>

厚真町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本 則 (略) 附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第9条 新型コロナウイルス感染症の影響により第18条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和4年度分の</u>保険料であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</p>	<p>本 則 (略) 附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第9条 新型コロナウイルス感染症の影響により第18条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和3年度分の</u>保険料であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</p>



位置図

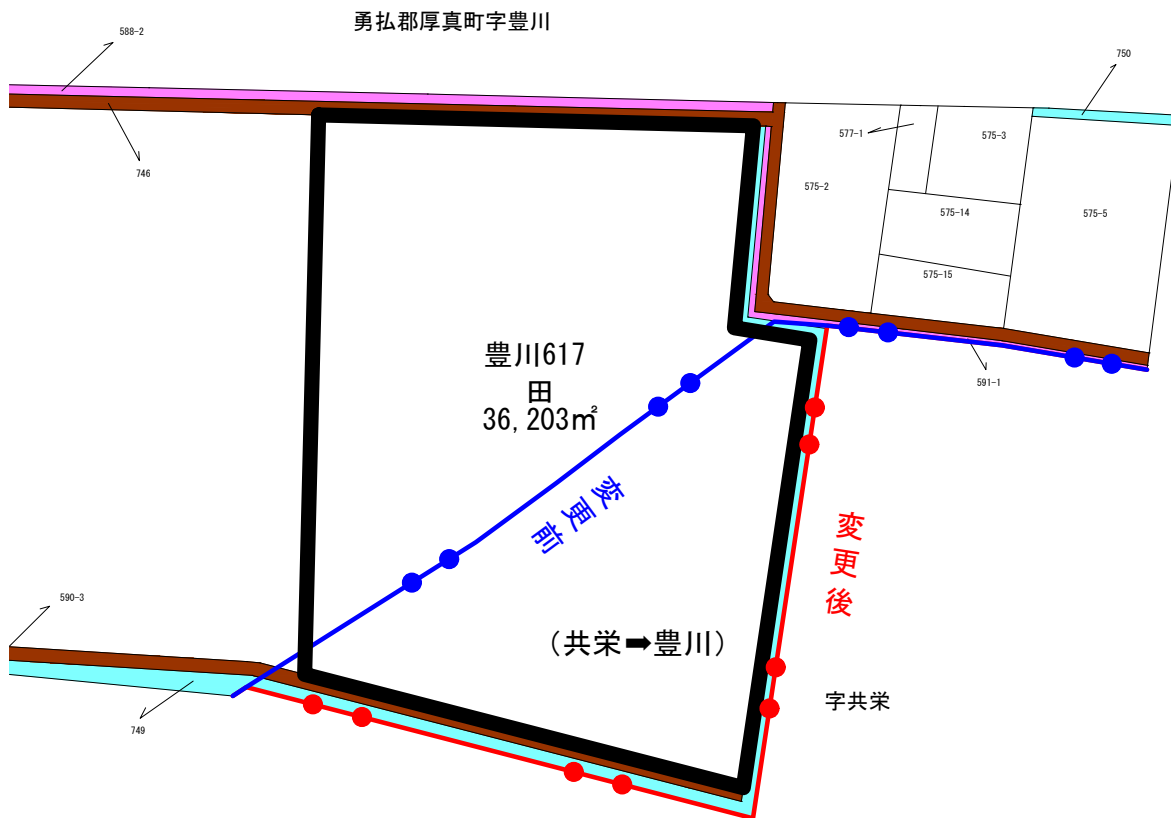
豊共第2地区

字界変更箇所

字共栄

豊川
字豊川
和線

字界変更図（換地図）



公有水面埋立事業の概要

1 事業名

苫小牧港東港区浜厚真地区周文ふ頭公有水面埋立事業

2 事業の目的

苫小牧港東港区浜厚真地区周文ふ頭では、公共岸壁 1 バースで 2 航路 2 隻のフェリーが利用しており、発着時刻の制限や船舶重複による待避など非効率な利用となっているほか、石材等のバルク貨物においても、フェリー係留時間帯の制約を受け、石材出荷地から離れた西港への横持ち輸送が発生している。

また、東港区弁天地区のコンテナターミナルには耐震強化岸壁が整備されているが、「平成 30 年北海道胆振東部地震」の際に、コンテナ船の係留と緊急物資輸送船や災害支援船の係留が両立出来ず、災害時の利用が非常に困難であった。

これらのことから、国が主体となって耐震強化岸壁を整備し、苫小牧港管理組合で背後用地の整備を行うことで、フェリー貨物やバルク貨物の非効率な輸送体系を改善し、サプライチェーンの強靱化、災害対応力の強化を図るものである。

3 事業者

国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部及び苫小牧港管理組合

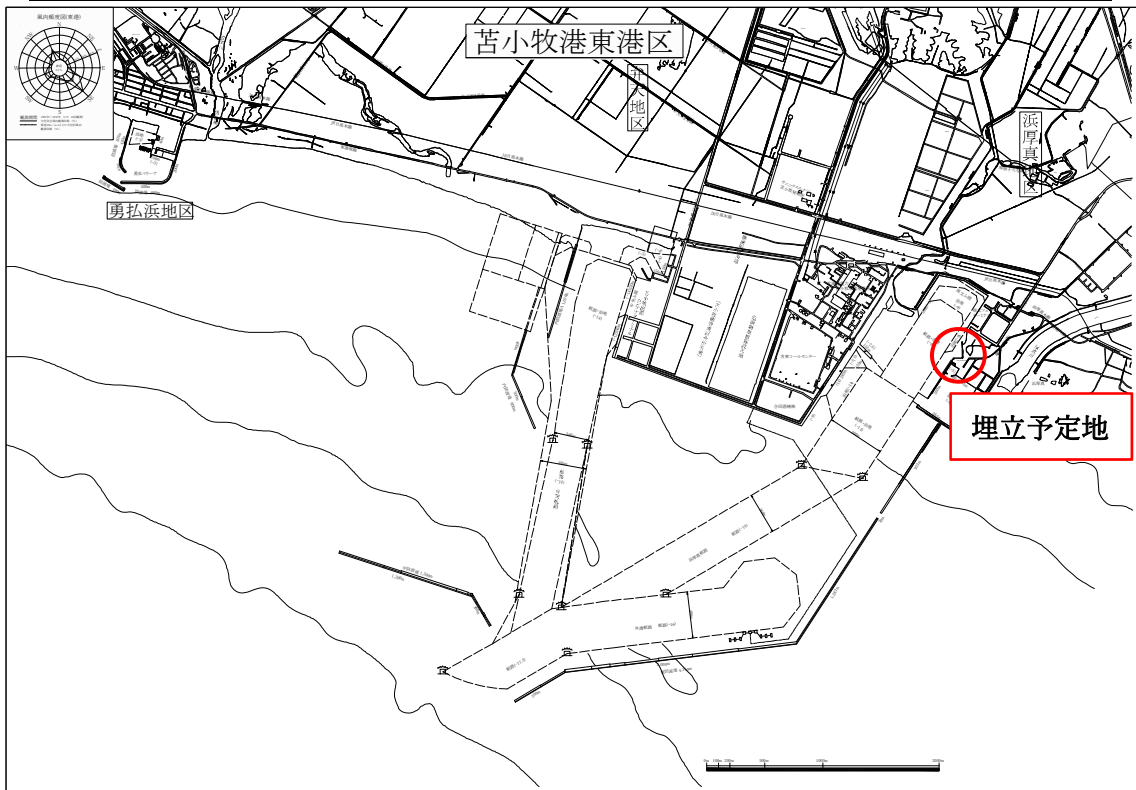
4 埋立工事期間

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部 | 着手の日から 5 年 0 か月 |
| (2) 苫小牧港管理組合 | 着手の日から 4 年 6 か月 |

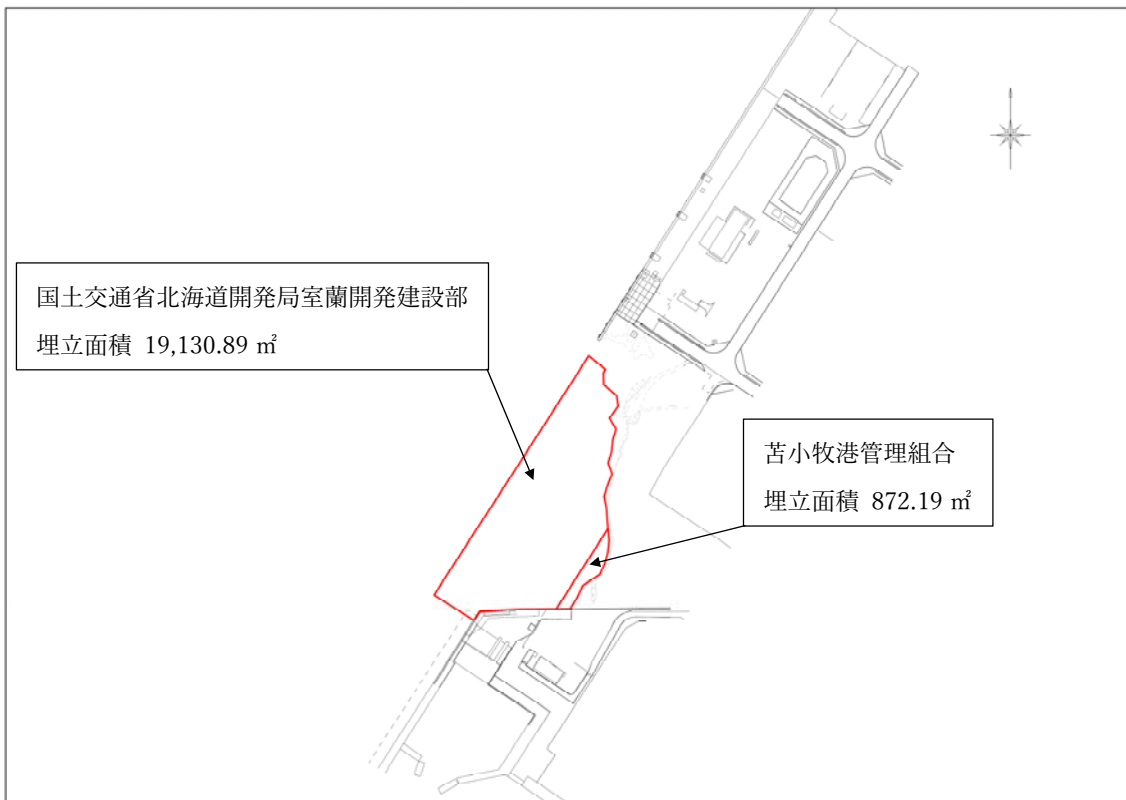
5 埋立に要する費用

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部 | 1 3,000,000 千円 |
| (2) 苫小牧港管理組合 | 6 1,500 千円 |

苫小牧港東港区浜厚真地区周文ふ頭公有水面埋立工事施工位置図



埋立区域平面図



厚真中学校陸上グラウンド整備工事

(金額単位：円、落札率：%)

設計金額	予定価格	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札回数
187,165,000	187,165,000	183,700,000	98.1	令和5年3月31日	1

指名業者一覧表

特定建設工事共同企業体	称号又は名称	主な営業種目	営業年数	従業員		本社	最近における工事実績 (主なもの)		入札金額 (税別)
				総数	技術員		工事名	請負金額	
特定建設工事共同企業体	(株)丸博野沢組	土木工事	46	27	21	厚真町	鶴川改修工事の内工事生田桜岡樋門上流河道掘削外工事	280,500,000	169,200,000
	(株)佐藤組	〃	35	4	1	厚真町	平成30年災第526号チカエツ川災害復旧工事	35,720,000	
	(株)金谷造園	〃	46	7	6	厚真町	農地災害復旧工事 (鹿沼9工区)	4,690,000	
特定建設工事共同企業体	(有)木本建設	土木工事	62	14	12	厚真町	フモンケ地区第1幹線排水路外一連工事	221,800,000	168,800,000
	(株)山岡建設工業	〃	39	12	11	厚真町	奥地林道ハビウ線災害復旧工事	48,599,000	
	(株)曾我造園	〃	45	8	7	厚真町	平成30年災第433号町道新町富里線災害復旧工事	21,000,000	
特定建設工事共同企業体	(株)丸斗工業	土木工事	61	13	11	厚真町	勇払東部地区厚幌導水路新町工区外一連災害復旧工事	566,950,000	167,000,000
	北辰公業(株)	〃	57	12	11	厚真町	高丘地区F災害関連緊急治山工事ほか2工事	48,154,000	
	(株)厚信電機	〃	38	59	52	厚真町	農地災害復旧工事 (朝日3工区)	20,620,000	
特定建設工事共同企業体	森田産業(株)	土木工事	70	16	14	厚真町	30年災614号外北進平取線災害復旧土木工事	75,060,000	168,300,000
	(株)今多建設	〃	52	9	6	厚真町	千歳鶴川線外応急工事その1 (緊急)	56,150,000	
	(有)沼田重機	〃	25	11	10	厚真町	高丘旧ゴルフ場管理道整備工事	7,550,000	

財産の取得（円盤・ハンマー投用囲い）に関する資料

1 入札結果

（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札 回数
11,374,000	11,374,000	11,165,000	98.2%	令和5年3月31日	1

2 指名業者一覧表

称号または名称	主な営業 品目	営業 年数	従業員	本社	最近における実績		入札 金額
					事業名等	請負金額	
まこと商事	事務用品	41	1	厚真町	あつまスタードーム・ トレーニング機器購 入業務	544,500	10,150,000
有限会社 山田商店	厨房機器	64	1	厚真町	厚真町交流促進セ ンターこぶしの湯あ つま製氷機購入	519,750	10,690,000
有限会社 東電機商会	電化製品	63	1	厚真町	新型コロナウイルス 対策用備品購入	3,289,000	10,300,000

3 取得する物品仕様

品名	仕様	数量	金額(税込)	備考
円盤・ハンマー投用囲い	株式会社ニシ・スポーツ製 (品番 NF2059C) JAAF規格品 移動式・ネ ット昇降式	1台	11,165,000	

4 規格等

構成：本体囲い部ベース×8基、ガード部ベース（2基）×2台組

昇降用ロープ囲い用（15m）×16本

昇降用ロープガード用（19m）×8本、ネット吊上げパイプ×2本

サイズ：本体囲い部外形（組み立て時）

使用時：(W)11283×(L)10284×(H)7346mm

保管時：(W)13236×(L)11058×(H)1775mm

ガード部外形（組み立て時）

使用時：(W)4005×(L)3601×(H)9458mm

保管時：(W)4005×(L)5854×(H)2438mm

本体囲い部支柱保管時：(W)950×(L)4653×(H)1775mm

ガード支柱保管時：(W)927×(L)5854×(H)2438mm

重量：約 4520kg（本体囲い部、ガード部含む）

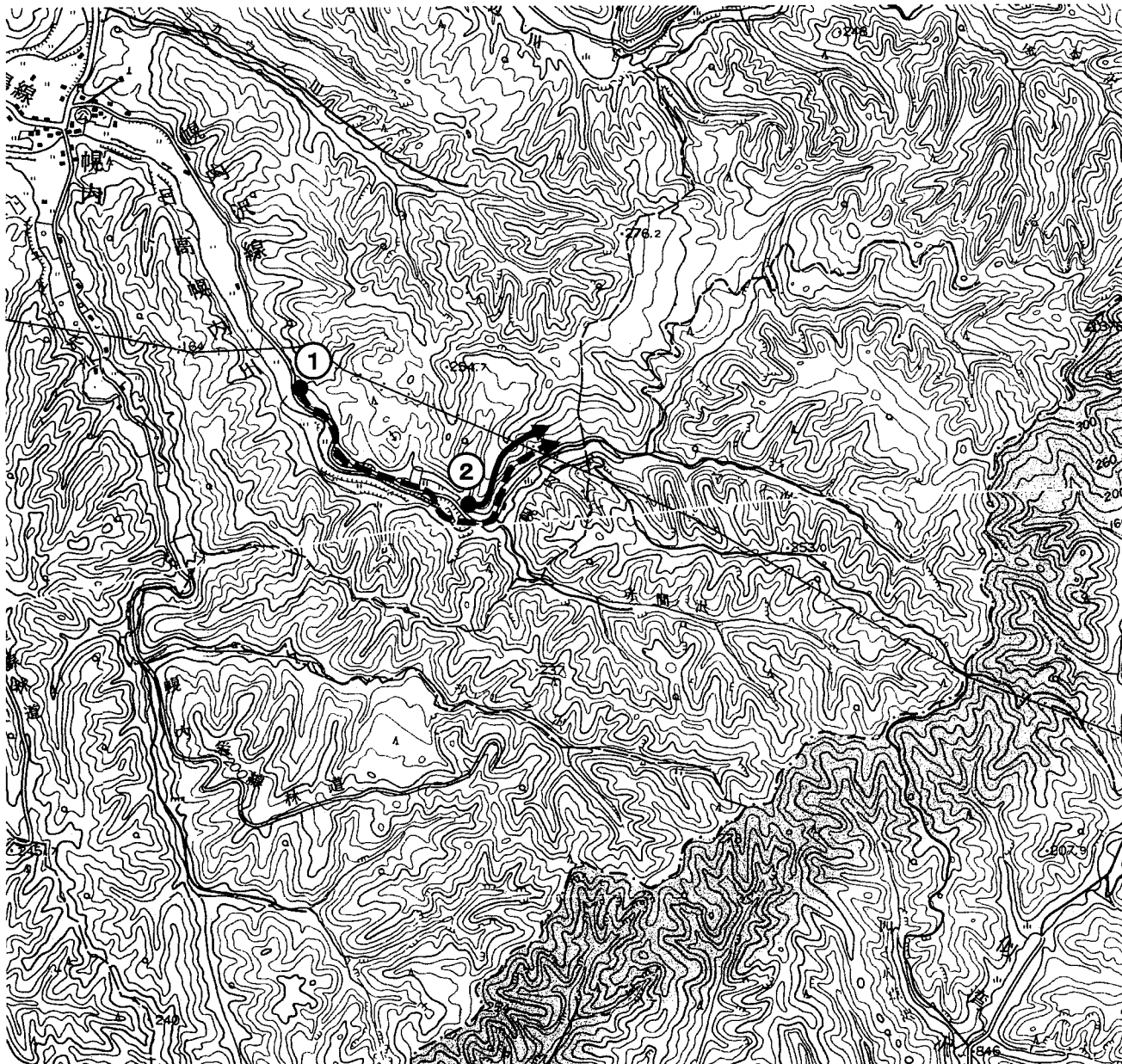
材質：本体囲い部・ガード部／スチール（粉体焼付塗装）、アルミ合金（田字型アルミ合金角材・内部補強）、ネット／ポリエチレン

キャスター：ノーパンクタイヤ（3.00 - 4 ハブ付き）、ストッパー付き

円盤・ハンマー投用囲い



町道認定廃止路線図



番号	路線名	延長	区分	凡例
①	幌内沢線	2,590.0m	廃止	起点 ● - - -> 終点
②	幌内沢線	618.0m	認定	起点 ● ———> 終点

町道認定廃止路線図



番号	路線名	延長	区分	凡例	
①	富里線	818.4m	廃止	起点	● --- → 終点
②	富里線	1,758.4m	認定	起点	● ———→ 終点

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	2	事業	1264
事業名	情報ネットワーク総合管理事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
10,371	3,322				7,049				

◆ 事業の目的

- 1 国のマイナポータルからオンライン申請可能な子育て、介護関係の手続きならびに令和4年度中に開始される転出、転入予約の申請データについて、町の住民記録システムに直接取り込むために申請管理システムを導入し、利便性の向上と事務処理の効率化を図る。
- 2 健康管理システムの健診結果の情報を中間サーバー（町の情報を国のマイナポータルと連携させる全国共通サーバー）に連携させるために、町の既存の個人宛名システムを改修し、個人がマイナポータルを通じて健診情報を閲覧・活用できるようにすることを目的とする。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

- 1 申請管理システム導入
 - (1) 申請管理システム
 - ア 導入経費 6,644千円
 - イ 利用料 月額66千円
 - ウ システムの概要 マイナポータルと住民記録システムおよび住民基本台帳システムの連携に必要な機能を有する。
導入することで申請からシステムへの反映まで一貫したデジタル処理が可能となる。
 - (2) マイナポータルを活用したオンライン申請による効果
 - ア 住民サービスの向上
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続きに要する時間が短縮されるとともに、24時間申請が可能のため窓口混雑が軽減される。
 - イ 事務の効率化
住民からの申請データを住民記録システムに直接取り込むことができるため、事務処理の迅速化と効率化が図られる。
- 2 個人宛名システム改修 668千円
町の健康管理システムから中間サーバーへ情報連携を行うために、既存の個人宛名システムの改修を行う。町で対象となるのは下記の健診である。
なお、自治体以外の実施主体が行う健診については、保険者や事業者がオンライン資格確認等システムに登録することにより個人での閲覧が可能になる。
 - ① 肺がん検診 ② 乳がん検診 ③ 胃がん検診 ④ 子宮頸がん検診
 - ⑤ 大腸がん検診 ⑥ 肝炎ウイルス検診 ⑦ 骨粗しょう症検診

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	1035
事業名	庁舎周辺等整備基本構想策定事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
5,000					5,000				

◆ 事業の目的

老朽化した役場庁舎および胆振東部消防組合消防署厚真支署の建て替え、ならびに役場庁舎周辺の土地利用を含めた施設の再編整備を行うため、厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画を策定する。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

令和4年1月に策定した厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画（素案）について、現在進行中の新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会における協議に必要な資料の作成支援を業務委託する。

委託業務内容

- 1 各種打ち合わせ
 - 2 調査
 - 3 函面等の資料作成支援
- ※ 7回を想定

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	6	事業	314
事業名	職員福利厚生事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
726					726				

◆ 事業の目的

職員の過労やストレスが問題になっている現代、職場におけるメンタルヘルスケアの推進は必須である。メンタルヘルス不調者の増加、個々の仕事の質の低下により、組織全体の活力が失われる危険性がある。

職員の健康面を最優先に考え、ストレスや強い悩み、不安感を抱く職員を早期に支援する必要があるため、カウンセリング技術を有する臨床心理士を活用した事業を実施することで、職場内におけるメンタルヘルスケア対策等の充実を図る。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 主な委託業務

- (1) メンタルヘルス研修会の開催
- (2) 全職員面談（1人約30分）
- (3) 高ストレス職員に対する継続面談
- (4) コンサルテーション（高ストレス職員を抱える管理職との面談等）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	842
事業名	情報発信事業				所管G		企画調整G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
3,800		1,200			2,600				
<p>◆ 事業の目的</p> <p>10代～30代の町民の方にも町の政策に関心を高めてもらえるよう、若年層に浸透しているウェブ動画を作成し、情報発信を行う。</p> <p>町が実施する重点施策の情報発信の強化に向けて動画を作成するため、効率的に撮影を行うことを目的に広報室を改修する。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 動画作成</p> <p>(1) ウェブ動画の作成（企画、技術、制作等） 6本 ウェブ動画作成費用 2,310千円</p> <p>(2) デザイン ロゴ、アバン作成費用 110千円</p> <p>(3) 動画作成機材 330千円</p> <p>2 広報室改修工事</p> <p>(1) 内装工事（床・壁・天井の仕上げ改修）</p> <p>(2) 電気設備工事（照明器具の更新）</p> <p>(3) 撮影用ロールスクリーンの設置</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	1303
事業名	ゼロカーボン推進事業				所管G		復興推進G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
10,285		5,000			5,285				

◆ 事業の目的

2050年のゼロカーボン達成に向けて、地域特性に応じた需要と供給が一体となったエネルギーシステムによる先進的なモデル地域の形成を目標に、根幹となる計画の策定および計画策定のための調査・検討会議の開催等を実施する。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

- 1 ゼロカーボン・ビレッジ構築計画の策定 10,000千円
 上厚真地区をゼロカーボン達成に向けた先進的なモデル地域とするため、地域特性を反映した脱炭素シナリオの作成と目標達成に向けた事業構想について調査・検討を行い、計画として策定する。
 <上厚真地区におけるゼロカーボン事業推進のイメージ>
 (1) 公共施設の防災機能の強化とゼロカーボン化
 (2) 遊休地を利用した再生可能エネルギー発電施設の設置と利用
 (3) ゼロカーボンタウンの整備
 (4) EVカーシェアリングの検討

- 2 厚真町地域脱炭素推進協議会（仮称）の設置 285千円
 ゼロカーボン達成に向けた官民一体での推進体制を構築するため「厚真町地域脱炭素推進協議会（仮称）」を設置する。専門家からの助言や調査結果に基づいて、地域再エネ導入戦略やゼロカーボン・ビレッジ構築計画の策定にむけた意見交換、計画の実現に向けた取り組みの検討を行う。
 <構成員（案）>
 (1) 学識経験者 3名程度
 (2) 委員（地元関係団体、関係企業、地域住民 等） 8名程度

- 3 財源予定
 ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（北海道）
 補助率：1/2以内 限度額：5,000千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	1	目	3	事業	1322
事業名	介護予防推進事業			所管G			福祉G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
2,670				2,670		頑張る「ふるさとあつま」応援寄付金(企業版) 2,670			

◆ 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により高齢者の外出機会が減少し、要介護者の発生リスクが増加するという新たな社会課題も発生している現状において、多様なライフサイクル、複合化するニーズにも即していける町独自の長期的視点での介護予防の取り組み体制を構築し、長期化するコロナ禍であっても高齢者が健康で生き生きと自立した生活が送られる社会基盤の構築を目的とする。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 事業内容

(1) 介護予防推進員の配置

①ノウハウのある民間企業人材を活用し介護予防推進員を配置する。

(2) 介護予防プログラム一体構想の構築

- ①多様なライフサイクルにあったプログラムの構築
- ②持続性、効果的な提供体制の構築（モデル事業実施）

(3) 多様な提供体制・ネットワーク体制の構築

- ①住民主体の通いの場などの資源調査
- ②町内資源連携体制のネットワーク化推進
- ③ニーズに即したリモート式等多様な参加機会の企画・提供

(4) 事業予算額 2,670千円

- ①給料 1,640千円
- ②職員手当等 239千円
- ③共済費 291千円
- ④需用費 150千円
- ⑤役務費 150千円
- ⑥備品購入費 200千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	2	目	1	事業	1082
事業名	子育て支援給付事業				所管G		子育て支援G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
1,290					1,290				

◆ 事業の目的

子育て支援にかかる給付事業を実施し、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うことにより経済的負担の軽減を図る。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 補正予算の内容

(1) 子育て支援医療費等還元事業

子育て支援医療費等還元事業における賃貸住宅子育て支援を拡充する。

ア 拡充の内容

- ① 支給対象となる賃貸住宅を、公営住宅（子育て支援住宅を除く）を含むすべての賃貸住宅とし、家賃の月額の下限を廃止する。
- ② 1カ月あたりの同居扶養子ども（18歳以下）1人につき還元ポイントを3,000ポイントとし、対象子ども数の上限を廃止する。ただし、還元ポイントの付与は、家賃から当該ポイントの世帯合計を差し引いた金額が48,000円を下回らないこととする。

当初予算額	150千円	（@2,500ポイント×5人×12カ月）
補正後見込額	1,440千円	（@3,000ポイント×40人×12カ月）
今回補正額	1,290千円	

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	2	目	3	事業	1279
事業名	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業			所管G			子育て支援G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
2,400	2,000	400							

◆ 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 対象者

- (1) 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- (2) (1)のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - ① 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

※既に本給付金（ひとり親世帯分）の給付対象となった者を除く。

2 支給対象者見込数 40人

【参考】令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金支給者 23人

3 給付額

(1) 児童1人当たり 一律6万円

ア 内訳

- ① 国の給付金 一律5万円
- ② 道の給付金 一律1万円

4 実施主体 市町村

5 補正予算額 2,400千円（国・道負担（10／10））

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	3	事業	468
事業名	公共牧野管理事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
2,407					2,407				

◆ 事業の目的

指定管理により管理を委託している公共牧野において、施設の故障、破損等が発生したため、指定管理基本協定に基づき、必要箇所の修繕を実施する。

別添資料

有

◆ 事業の概要

1 事業内容

- ① 宇隆公共牧野：家畜用飲水を配水するための貯水タンク配管の漏水、ポンプの故障が発生し、ポンプ小屋内が浸水状態となっている。これを改善するため、部品交換等を行う。
- ② 幌里公共牧野：倉庫等が令和4年2月発生の大雪および経年劣化起因の腐敗・損傷により倒壊の恐れがあるため、解体を行う。

2 改修施設規模

① 宇隆公共牧野

- ・貯水タンク 容 量：2立方メートル
 揚 程：26メートル
 吐出量：85リットル毎分
- ・ポンプ 口 径：32ミリメートル

② 幌里公共牧野

- ・倉 庫 ブロック造：66平方メートル
- ・日除け 木 造：152平方メートル

3 事業費

① 宇隆公共牧野： 481,500円

② 幌里公共牧野：1,925,000円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	3	事業	468
事業名	公共牧野管理事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

- ◆ 事業の目的
2ページ目

別添資料

宇隆公共牧野

位置図



損壊状況



貯水タンク



ポンプ

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	3	事業	468
事業名	公共牧野管理事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆ 事業の目的
3ページ目

別添資料

幌里公共牧野

位置図



町道 幌里開拓本線

(有)厚真ファーム

損壊状況



日除け



倉庫

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	5	事業	231
事業名	交流促進センター整備事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
6,573					6,573				
<p>◆ 事業の目的</p> <p>こぶしの湯あつまの敷地に設置したムービングハウスBB-1型3ユニット（6棟）の運用開始に向けて、フロントシステム改修工事や通信環境整備、備品購入等を行う。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の目的</p> <p>1 消耗品費（消火器および収納ボックス） 83千円</p> <p>2 フロントシステム改修委託料 600千円 (1) 現在使用しているフロントシステムにムービングハウス6棟を追加し、管理するための改修費用 (2) ムービングハウスに設置するタブレット端末を使用してフロントとの連絡手段を確保するためのシステム改修費用</p> <p>3 環境整備工事 3,200千円 (1) インターネット通信ケーブルおよびテレビ配線を地中埋設するための配管埋設工事 (2) 火災報知器設置工事</p> <p>4 備品購入費 2,000千円 (1) 内線用タブレット端末 7台 341千円 (2) 小型除雪機 1台 550千円 (3) ムービングハウス備品 1式 1,109千円 常設ベット12台、簡易ベット6台、金庫6台</p> <p>5 広告料 690千円 ワークーション施設をPRするための広告掲載料</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1222
事業名	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
4,900					4,900				

◆ 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内飲食店等事業者の感染防止対策に対する支援および北海道の第三者認証制度の認証を取得することを促進することにより、感染対策をアピールし、飲食店の利用促進を図ることを目的とする。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 飲食事業者等感染防止対策支援事業

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症流行の長期化およびアフターコロナに対応するため、飲食店等事業者が感染防止対策を強化するために購入した備品等に対する支援を目的とする。

(2) 事業の概要

ア 補助対象者

町内に事務所または店舗を有し、小売業、飲食業、宿泊業および理美容業等対面でサービスを提供する事業者

※令和3年度に本補助金（限度額）の交付を受けた事業者を除く。

イ 補助対象経費

次の新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費に対し補助する。

- ① 飛沫感染予防対策：アクリル板、パーテーション、マスク等
- ② 接触感染予防対策：足踏み式消毒液スタンド、消毒液自動噴霧器等
- ③ 換気による感染予防対策：空気清浄機、網戸、換気扇等
- ④ 健康管理対策：非接触型体温計、サーモカメラ等
- ⑤ その他感染防止に資する対策

ウ 補助金額等

補助対象経費の4分の3以内で、1事業者あたり300千円を限度とする。

エ 補助対象期間

令和4年4月1日から年度内に購入し、設置および支払が完了したもの

オ 事業費

3,000千円（300千円×10事業者を想定）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1222
事業名	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要（2ページ目）続き</p> <p>2 第三者認証取得店舗支援事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>町内の飲食事業者が、北海道の第三者認証制度の認証を取得することで、町内飲食店の感染防止対策が進み、感染拡大リスクの低減を町内外にアピールし、町内飲食事業者への支援につなげる。また、認証を取得した飲食店のPRおよび集客イベントを実施し、飲食店のさらなる利用促進を図る。</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>ア 飲食店第三者認証取得店舗奨励金</p> <p>① 対象要件 厚真町内にある北海道の第三者認証制度の認証を取得した店舗 ※店舗規模の大小および事業主体（法人・個人）を問わない。</p> <p>② 奨励金の額 1店舗あたり50千円を支給する。</p> <p>③ 事業費 1,400千円（50千円×28店舗を想定）</p> <p>イ PR事業補助金</p> <p>① 内容 第三者認証を取得した飲食店をPRし、飲食店の利用を促すため、イベントを開催する商工会に対し、補助する。</p> <p>② 補助上限額 500千円（イベント等実施に係る経費の10分の10以内）</p> <p>③ 事業費 500千円</p>									

補正予算説明資料

単位:千円

会計名	一般会計	款	8	項	5	目	2	事業	515
事業名	幌内地区環境整備事業			所管G		土木G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
12,000			12,000						

◆ 事業の目的

厚真ダム・厚幌ダム周辺地域の自然や親水景観を活用し、魅力ある憩いの場を整備することにより町外からの来訪者を誘導し、本町の観光振興と幌内地域の活性化を図る。

◆ 事業の概要

調査設計委託 12,000千円

- ・幌内マナビィ前広場 トイレ建築設計
- ・幌内マナビィ前広場 パークゴルフ場測量調査修正設計
- ・ダム湖眺望広場 チセ風四阿修正設計



北海道市町村総合事務組合格約新旧対照表

改正後		改正前	
<p>本則（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体</p>		<p>本則（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体</p>	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
上川総合振興局(31)	(略)、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合	上川総合振興局(30)	(略)、上川広域滞納整理機構
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
(略)	(略)	(略)	(略)
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合、留萌消防組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合（略）

北海道市町村職員退職手当組規約新旧対照表

改正後		改正前	
<p>本則（略）</p> <p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村（略）</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>		<p>本則（略）</p> <p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村（略）</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>	
区分	一部事務組合及び広域連合	区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～空知管内	(略)	石狩管内～空知管内	(略)
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川中部福祉事務組合	上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合
留萌管内～根室管内	(略)	留萌管内～根室管内	(略)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>別表第1 （略）</p> <p>とちち広域消防事務組合</p> <p><u>上川中部福祉事務組合</u></p>	<p>本則（略）</p> <p>別表第1 （略）</p> <p>とちち広域消防事務組合</p>

公有用地明細

資産区分		筆数	面積 (m ²)	金額 (円)
用途	地区名			
工場用地	豊沢	2	8,977.00	4,000,000
公園等事業用地	表町	2	5,233.00	3,898,585
公園等事業用地	上厚真	1	13,105.00	8,518,250
公園等事業用地	表町	3	1,026.00	764,370
道路用地	表町	1	1,643.65	8,218,250
宅地耐震化用地	豊沢	2	1,797.00	4,650,000
公園等事業用地	本郷	3	3,507.00	2,749,860
合 計		14	35,288.65	32,799,315

完成土地等明細

資産区分		筆数	面積 (m ²)	金額 (円)
分譲地名	地区名			
豊沢分譲地	豊沢	3	3,237.00	14,681,900
合 計		3	3,237.00	14,681,900

開発中土地等明細

資産区分		筆数	面積 (m ²)	金額 (円)
地区名				
上厚真		4	11,748.17	36,437,688
合 計		4	11,748.17	36,437,688